

令和7年3月11日

地 域 教 育 課

江東区江東きっずクラブ条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

江東きっずクラブ事業の利用時間の拡充を図るため、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

江東きっずクラブ塩浜を利用時間の延長をすることができるきっずクラブとする。(第6条関係)

3 新旧対照表

2 ページのとおり

4 施行期日

令和7年4月1日

江東区江東きつずクラブ条例 新旧対照表

現行	改正案
第1条～第5条 (略) (利用時間) 第6条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、B登録を利用する児童(<u>江東きつずクラブ塩浜</u>、江東きつずクラブ潮見、江東きつずクラブ亀戸第三児童館及び江東きつずクラブ大島八丁目を利用する児童を除く。)であって、B登録利用時間の変更を希望するものについて、区長は、保護者の帰宅時間等を審査し、次の各号に掲げる場所に応じ、当該各号で定める時間とすることができる。 (1)・(2) (略) 3～5 (略) 第7条～第13条 (略) 別表第1・別表第2 (略)	第1条～第5条 (略) (利用時間) 第6条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、B登録を利用する児童(江東きつずクラブ潮見、江東きつずクラブ亀戸第三児童館及び江東きつずクラブ大島八丁目を利用する児童を除く。)であって、B登録利用時間の変更を希望するものについて、区長は、保護者の帰宅時間等を審査し、次の各号に掲げる場所に応じ、当該各号で定める時間とすることができる。 (1)・(2) (略) 3～5 (略) 第7条～第13条 (略) 別表第1・別表第2 (略) 附 則 この条例は、令和7年4月1日から施行する。